



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名	リゾートトラスト株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 伊藤 勝康
コード番号	4681、東証・名証第一部
問い合わせ先	経営企画部長 嶋根 直登
電 話	052-933-6519

**株式給付信託（BBT）の一部変更
（監査等委員である取締役に対する報酬枠の廃止）に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）について、監査等委員である取締役を本制度の対象者から除外することを決議し、これに関する議案を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 43 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することと致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 背景

当社は、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 42 回定時株主総会において、監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に対する本制度の導入についてご承認いただき今日に至っておりますが、今般、当社が任意に設置する独立社外取締役を過半数とする報酬諮問委員会において、本制度に関する助言を得たため、当社取締役会にて慎重に検討した結果、監査等委員である取締役を本制度の対象者から除外することといたしたく、監査等委員である取締役に対する本制度にかかる報酬枠を廃止する旨の議案を本株主総会に付議することと致しました。かかる廃止後の本制度の概要は、下記 2. のとおりとなります。

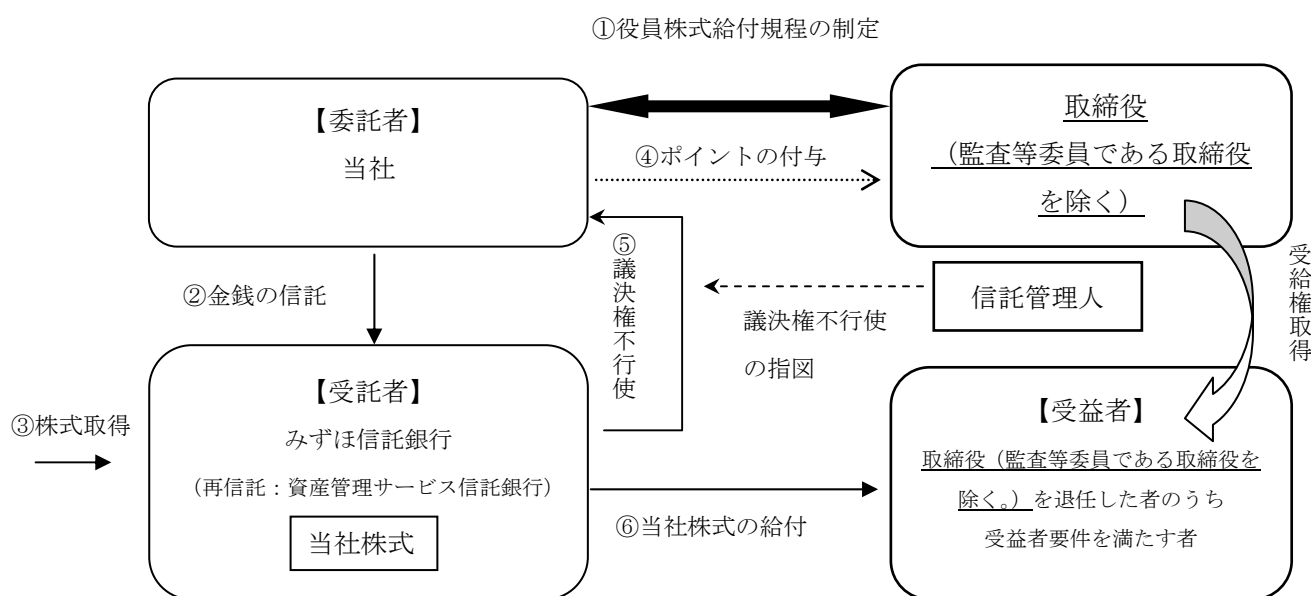
なお、本株主総会において監査等委員である取締役に対する本制度にかかる報酬枠を廃止する旨の議案をご承認頂くまでの間に、監査等委員である取締役に対し既に付与済みのポイントについては、原則として当該監査等委員である取締役の退任時に、本制度に基づく給付を行うことといたします。本株主総会において監査等委員である取締役に対する本制度にかかる報酬枠を廃止する旨の議案をご承認いただいた場合、監査等委員である取締役に対する以後のポイント付与を行わないこととなります。

2. 本制度の概要（下線は現行の本制度からの変更箇所を示す）

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員（その上限は下記（4）のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社が定める株式給付規程に従い、業績達成度等に応じて当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が当社株式の給付を受ける時期は、原則としてその退任時とします。

<株式給付信託（BBT）の概要>



- ① 当社は、株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、取締役会において役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、本制度に基づき設定された信託を「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任した者のうち受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者の保有ポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役を除きます。なお、監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成26年3月3日から信託が終了するまで（終了期日は定めず、制度が継続する限り信託は継続します。）

(4) 信託金額

平成26年3月末日で終了した事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの5年間（当該5年間の期間、及び当該5年間の経過後に開始する5年ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役への交付を行うための株式の取得資金として、1,000百万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金員を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに、1,000百万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、1,000百万円から残存株式等の金額（株式については、その時点における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）の資金の範囲内で、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に給付される当社株式数の算定方法と上限
取締役（監査等委員である取締役を除く。）には、当社役員株式給付規程により各事業年度において業績達成度等に応じて定まる配分原資額を、一定の株価（各株主総会開催日の直前1ヶ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値）で割り、定まったポイント数を役位に応じて付与します。かかる一事業年度当たりの配分原資額は、197百万円を上限とし、当社役員株式給付規程の定めに従い、業績達成度等に応じて算定されます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与される1ポイントは、下記（7）の当社株式給付に際し、当社普通株式1株に換算されます（但し、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率につ

いて合理的な調整を行います。)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に給付される株式数は、退任時までに当該取締役に対し付与されたポイントを累積した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。但し、会社が拠出する金銭が上記（４）の上限に達している場合（すなわち当社による追加拠出ができない場合）において、ある取締役の確定ポイント数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当社役員株式給付規程の定めに従い、当該取締役の確定ポイント数を当該超過数に相当するポイント数まで減じることとします。

（７）株式給付時期

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が退任し、受益者要件を満たした場合、退任時に定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

（８）本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

信託期間中において、本信託内にある当社株式に係る配当は、本信託が受領し、株式の取得代金や信託報酬等に充てられます。なお、信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）
- ④ 受益者：取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成26年3月3日
- ⑧ 金銭を信託した日：平成26年3月3日
- ⑨ 信託の期間：平成26年3月3日から信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以 上